

# 損害防止機器助成金を交付いたします

事業の健全な運営を図るために、対象機器を平成 31 年 1 月 1 日から令和 元 年 12 月 31 日までの間に購入した組合員の方に、機器を購入した経費の一部を助成いたします。

## ○交付対象者

令和元年産農作物共済または、畑作物共済加入者。

(ただし、平成 31 年 1 月 1 日から令和 元 年 12 月 31 日までに収入保険に移行した農作物共済または畑作物共済組合員も対象とする)

## ○交付を申請するときは

交付対象となる機器を購入した方は、管轄支所にある「交付申請書」に必要事項を記入し、購入額を証明できる領収書等の写しを添付して、提出してください。

助成金の交付決定は年度内となります。該当者には通知書が送付されます。

(交付にかかる留意点)

交付対象者 1 名当たりの①②③④助成金の合計は、15 万円を限度とします。

この助成金にかかる交付総額は、予算の範囲内とします。交付申請額が予算額を超えた場合は、交付対象者全員に按分計算して交付します。按分前の助成金が限度額の 15 万円の場合は、15 万円に按分率を乗じて得た金額を交付します。

## 交付対象機器

### ①背負式動力散布機

#### 背負式動力噴霧機

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 1 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 4 万円以上のものに限りします。

### ②動力噴霧機 (器)

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 5 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 25 万円以上のものに限りします。

### ③農薬散布ドローン

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 7 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 40 万円以上のものに限りします。

### ④水田乗用管理機 (ブームプレーヤー)

#### 産業用無人ヘリコプター

1 台当たり購入額の 10 分の 1、または 10 万円のいずれか少ない額を交付します。ただし、1 台当たり購入額が 50 万円以上のものに限りします。